

第6期南幌町総合計画の策定に向けて 【方針】

1. 策定の趣旨

南幌町は昭和46年以来、5期にわたり総合計画を策定しており、これに基づき計画的にまちづくりを進め、「緑豊かな田園文化のまち」として展開してきました。

しかし、近年、日本では少子高齢化等の進行に加えて、予想を超える速さでの人口減少時代の到来を迎えています。このため経済社会に与える影響は大きく、それを誘因とする厳しい財政状況により、地方自治体の多くは大きな変革期を迎えつつあり、これまで日本の経済や社会を支えてきた様々な仕組みの見直しが求められています。

このため、平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口、経済、地域社会の課題に取り組む“南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略”の策定を目指しています。

これからは、地方自治体を取り巻く環境の変化の中で、地域社会を持続的に発展させていくため、地域が自らの意思と責任で創意工夫し、多様化する町民ニーズに対応したまちづくりを進めていかなければなりません。

時代の潮流や本町を取り巻く情勢を十分に踏まえつつ、新しい時代を展望し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、今後のまちづくりの指針となる新たな総合計画を策定するものです。

なお、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とし、平成28年度までの策定を目指します。

2. 策定の考え方

社会経済情勢が大きく変化する中で、新しい総合計画には、時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められています。また、協働のまちづくりを進めるためには、町民と行政がまちづくりの目標を共有することが求められることから、目標を明らかにするとともに、財政状況等に即してより実効性のある計画とすることが必要です。

こうしたことを踏まえ、第5期総合計画と同様に以下の考え方に基づく新しい総合計画の策定に取り組みます。

(1) 目標を明示した計画

新しい総合計画では、まちづくりの目標を町民にできるだけ分かりやすく示すことが必要です。このため、政策・施策の目標などを明示する計画とします。

(2) 成果が分かる計画

町民とまちづくりの目標を共有し、協働のまちづくりを進めるためには、その計画の成果を把握できることが必要です。このため、政策や施策に成果指標を設定し、その達成度を測ることができる計画とします。

また、あわせて南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛込むKPI（重要業績評価指標）を参考として明示します。

(3) 行政評価や予算と連動する計画

限られた予算や資源を効果的に配分し、総合計画に掲げた目標を着実に推進するためには、行政評価委員会等により施策や事業の効果等について評価し、選択と集中を図ることにより、効果的・効率的に事業を推進することが必要です。このため、評価や予算との連動を考慮しつつ事業の展開を図る計画とします。

(4) 社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画

自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展や地方創生の取組みなどにより変革期を迎えています。今後のまちづくりは、変化する社会経済情勢に対応しながら進めていくことが重要になるため、こうした変化などに柔軟に対応できる計画とします。

3. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、それぞれの計画で示す項目や計画の期間は次のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、南幌町の将来像やまちづくりの目標等を示します。

《基本構想の期間》

平成29年度から平成38年度までの10年間

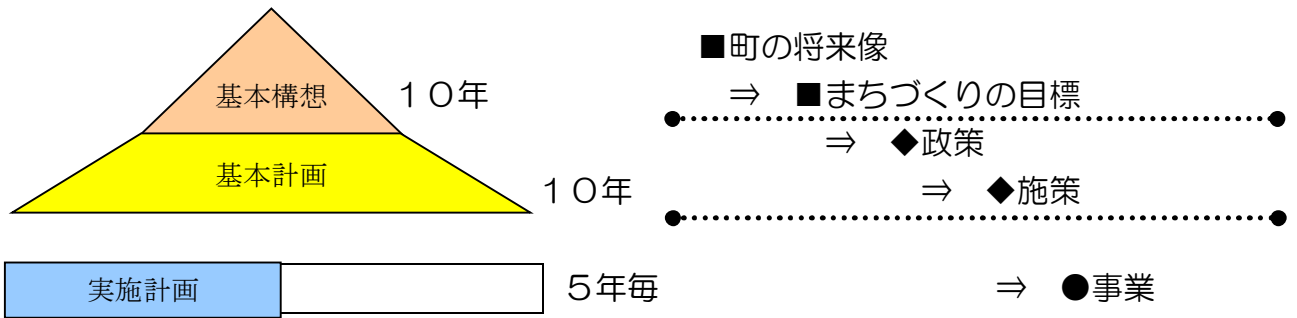
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標を具体化した政策目標を示すとともに、それを実現するための施策等を示します。計画の期間は、基本構想と同じく10年間とし、社会経済情勢の変化や地方創生の取組みなどを踏まえ、中間年度の平成33年度において基本計画の見直しを行うものとします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策に沿って必要な事業等を示します。計画の期間は5年間とし、基本計画の見直しを行った場合は改めて策定することとします。

計画の全体構成



4. 計画の策定手法・体制

町民とまちづくりに係わる目標を共有し、協働で進める計画とするため、計画の策定においては、庁内の策定体制はもとより、町民参加の機会を確保し、町民とともに策定に取り組みます。

なお、平成27年度に南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を目指していることから、関係する施策や事業については総合計画に盛り込むこととします。

また、職員による“まちづくり戦略チーム”から具体的な提案やアイデアなどがまとめられていることから、参考とします。

(1) 総合計画策定審議会への諮問並びに各種計画等との関係

南幌町総合計画策定審議会条例に基づき、総合計画で示すべき目標等について審議会に諮問し、平成28年度まで審議を行います。

また、基本構想中、「土地利用の基本方針」については、平成22年度に策定された南幌町国土利用計画及び南幌町都市計画マスタープラン（見直し）並びに南幌町住宅マスタープラン等の計画内容を踏まえて策定します。

なお、基本構想については審議会からの答申後に議会との協議調整を行い、議会に基本構想案を提出します。

(2) 町民参加による策定

各種団体や組織から意見や提案を求める機会をつくるとともに、広く町民からの意見の把握に努めます。

《主な町民等意見把握手法》

①町民アンケート（抽出調査） 【平成28年度に実施予定】

[対象予定数] 1, 200人 ※20歳以上を対象

（地域別・年齢別・男女別に配慮）

◇抽出調査の数～統計学的推定による標本抽出法を参考とする。

・まちづくり意識、政策等に係る満足度・重要度等に関する調査

- ・郵送による回答方式（目標回答率 30%以上）
- ②各種団体・企業アンケート（抽出調査） 【平成28年度に実施予定】
 - ・協働のまちづくり等に関する意識調査
（対象数は、100件程度を予定する。）
 - ・郵送による回答方式
- ③まちづくり行政懇談会の開催 【平成27・28年度】
 - ・市街地、三重地区、夕張太地区において開催する。
 - ・地方創生の取組みに関する意見等も求める。
- ④まちづくりワークショップの開催 【平成28年度に実施予定】
 - ・総合計画策定審議会主催による開催を予定
 - ・町民アンケート調査等の報告を中心として、学生地域定着推進事業活用による学生の参加のもとでまちづくりの諸課題に関わる解決方策を探る。
- ⑤パブリックコメント（町民意見提出制度） 【平成28年度に実施予定】
 - ・審議会の了承のもとで実施を検討する。
- ⑥その他の意見把握 【平成27・28年度】
 - ・町長談話室、町民意見箱、メール 等

（3）庁内策定体制

庁内においては、職員参加を基本に、行政経営幹事会と総合計画プロジェクトチームが中心となって策定作業を進めます。

〔行政経営会議〕（町長、副町長、教育長、関係課長）

◎基本構想・基本計画・実施計画策定に関する指示、決定

〔行政経営幹事会〕（副町長、全課長職）

◎基本構想案の作成

◎基本計画・実施計画の原案・素案の決定

〔総合計画プロジェクトチーム〕（主幹職、主査職、その他希望職員）

◎地方創生総合戦略の策定段階での意見やまちづくり戦略チームからの提言などを踏まえた施策・事業の検討

◆なお、基本計画及び実施計画の原案については、担当課において作成する。

5. 主な取組み内容

＜平成27年度＞

- ・総合計画・地方創生策定研修会の開催
- ・まちづくり行政懇談会の開催
- ・総合計画策定審議会委員の公募・選考
- ・総合計画策定方針の決定
- ・総合計画策定審議会（諮問等）

＜平成28年度＞

- ・基本構想（人口推計・土地利用の基本方針等）骨子素案作成
- ・総合計画プロジェクトチームの編成
- ・アンケート調査の実施
- ・まちづくりワークショップの開催
- ・まちづくり行政懇談会の開催
- ・町長からの施策・事業の検討指示
- ・パブリックコメントの実施
- ・総合計画策定審議会（協議・答申等）
- ・議会提案

6. その他

- ・具体的な策定作業の内容については、別途作成します。
- ・その他町の各種計画（子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画、農業振興計画、社会教育中期推進計画、その他振興計画等）や新・北海道総合計画、北海道総合開発計画などの政策方向等との整合性を考慮のうえ策定作業を進めます。